

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	732,573	109,886	2,229	3,581,851	4,316,653	109,886
社	債	1,819,666	272,950	2,615	13,507,515	15,329,796	272,950
預貯金	銀 行 預 金	28,823,780	4,323,567	384,547	2,366,754	31,575,080	4,323,567
	銀行以外の金融機関の預金	25,805,353	3,870,803	955,416	15,376,150	42,136,918	3,870,803
	勤 務 先 預 金	2,196,873	329,531	3,577	-	2,200,450	329,531
合同運用信託の収益の分配		216,320	32,448	13,204	4,746	234,270	32,448
公社債投資信託の収益の分配等		4,033	605	-	-	4,033	605
小 計		59,598,598	8,939,790	1,361,587	34,837,015	95,797,200	8,939,790
定期積金の給付補てん金等		1,231,986	184,798	-	10,967	1,242,953	184,798
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		11,266	676	-	-	11,266	676
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		60,841,850	9,125,264	1,361,587	34,847,982	97,051,419	9,125,264

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	千円 96,909,674	千円 19,207,889	千円 5,835,560	千円 19,206,963	千円 1,373,877	千円 121,952,197	千円 20,581,766
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	-	-	-	5,574	390	5,574	390
計	96,909,674	19,207,889	5,835,560	19,212,537	1,374,267	121,957,771	20,582,156

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	11,589,438	788,582

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 663,428,942	千円 25,726,367	千円 4,011,020,780	千円 115,658,142	千円 4,674,449,722	千円 141,384,509
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	1,875,043	91,776	29,868,891	543,625	31,743,934	635,401
	計	665,303,985	25,818,143	4,040,889,671	116,201,767	4,706,193,656	142,019,910
退 職 所 得		65,083,885	961,952	105,181,153	3,271,177	170,265,038	4,233,129
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	-	-	-

調査対象等：給与等の支払者から平成22年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成21年2月から平成22年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 6,851,999	千円 945,753
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	27,320,519	3,686,283
	診療報酬	40,613,786	3,615,881
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	20,383,078	1,305,553
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,527,190	186,614
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	5,329,736	311,044
	契約金・賞金	574,820	28,571
	小 計	102,601,128	10,079,699
法第203条の2該当（公的年金等）		7,617,772	159,814
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		44,247,693	233,862
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		35,344	1,322
計		154,501,937	10,474,696
災害減税法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成22年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成21年2月から平成22年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	7,629	1,068
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	3,091,767	180,242
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	677,006	126,393
退 職 手 当 等	86,842	8,751
人 的 役 務 の 報 酬	2,868	547
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	1,420,354	124,065
著作権の使用料又はその譲渡による対価	330,651	33,685
貸 付 金 の 利 子	21,896	2,214
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	74,868	14,717
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	55,080	5,508
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	121,997	18,780
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	5,890,958	515,970

調査対象等：平成21年2月から平成22年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。